

## 令和3年度第3回練馬区文化財保護審議会会議録

- ◆ 開催日時  
令和3年12月16日(木)午前10時～正午
- ◆ 開催場所  
本庁舎9階901会議室
- ◆ 出席者  
出席委員4名(会長、ほか3名)  
区側出席者4名(文化・生涯学習課長、ほか職員3名)
- ◆ 審議議事  
令和3年度登録文化財答申案の審議
- ◆ 連絡事項
- ◆ 配布資料  
令和3年度練馬区文化財保護審議会答申案  
練馬区文化財保護条例  
練馬区文化財登録・指定基準
- ◆ 事務局  
練馬区 地域文化部 文化・生涯学習課 伝統文化係  
03-5984-2442

### 会議の要旨

- <会長> 開会の挨拶
- <事務局> 会議の成立について
- <文化・生涯学習課長> 挨拶
- <会長>  
事務局より資料の説明をお願いします。
- <事務局> 配布資料の説明  
答申案 登録文化財1「光傳寺の半鐘」についての説明
- <会長>  
ご質問のある方はご発言をお願いします。
- <副会長>  
6説明(1)概要について。半鐘の説明文の中で、寺院などで合図に用いられたという説明ですが「法会開始などの」という言葉を入れて下さい。
- <事務局>  
そのように修正します。
- <会長>  
6説明(2)形状の説明文について。「溶金」は銅を流しているので「溶銅」、「鑄張り」は現在の美術工芸品の説明文では、カタカナ表記で「鑄バリ」と用いますので、修正して下さい。
- <事務局>  
そのように修正します。
- <会長>

6 説明(5) 保存状態については、もともとは修補損傷状態を記載するところなので、検討してみてください。

<事務局>

記述内容を再検討します。

<委員>

6 説明(6) 来歴について、「寺院が判明したことから、」という文ですが、「光傳寺の半鐘であることが判明したことから、」としてはどうでしょうか。

<事務局>

「平成9年(1997)に高松町会に移され、光傳寺の半鐘であることが判明したことから、54年ぶりに同寺へ返納された。」と修正します。

<会長>

提案ですが、6 説明(7) 鐘銘、の記述に関しては、登録候補の全ての説明をいただいた後に、答申書へ記載する項目の内容と順番について、提案したいことがありますので、そちらの記述への修正は後ほどということによろしいでしょうか。

<各委員>

賛成です。

<委員>

6 説明(8) 小幡内匠の説明にある、神田鍛冶町が、さんずいの鍛冶になっていますので、にすいに修正して下さい。また、徳川家とある文ですが、徳川将軍家とした方がよいと思います。

<事務局>

そのように修正します。

<副会長>

同(9) 光傳寺の沿革、の文章ですが、改宗とあるのは何から何に改宗したのでしょうか。

<事務局>

浄土宗から真言宗です。

<会長>

記述内容を年代順にして下さい。

<事務局>

そのように修正します。

<会長>

10 主要参考文献にある吉川書店は吉川弘文館の誤りです。

<事務局>

修正します。

<会長>

他にご質問がなければ、次の案件の説明をお願いします。

<事務局> 答申案 登録文化財2「妙福寺の半鐘」についての説明

<会長>

ご質問のある方はご発言をお願いします。

<委員>

6(9)の本應寺の沿革についてですが、記述の根拠資料が何かを書くようにして下さい。

< 会長 >

登録案件 1 と同じように、沿革は年代順にして下さい。

< 事務局 >

根拠資料名を記載して、年代順に記述を整えます。

< 会長 >

8 登録基準についてですが、「絵画・彫刻・工芸品」と「歴史資料」の 2 つの基準で登録ということになりますが、他に 2 つの基準で登録あるいは指定をした事例はありますか。

< 事務局 >

阿弥陀堂の半鐘の登録も、今回と同じく、「絵画・彫刻・工芸品」と「歴史資料」を登録基準にあげています。

< 会長 >

歴史資料という種別は、昭和 50 年代にできたもので、どの分野にも入らない物を受け入れる文化財を歴史資料に分類してきた経緯があります。今回は、半鐘は工芸品ですので、登録の基準は、「絵画・彫刻・工芸品」でいいと思います。いかがでしょうか。例えば、石造物などの他の文化財で、銘文があるからと言って、それを歴史資料と 2 つの基準で登録をしません。事務局いかがでしょうか。

< 事務局 >

2 つの基準で登録あるいは指定はしていません。

< 会長 >

今回の「歴史資料」の登録基準は、外していいでしょうか。

< 各委員 >

賛成です。

< 事務局 >

登録案件 1 から 3 について、全て半鐘ですので、登録基準は「絵画・彫刻・工芸品」のみと修正します。

< 会長 >

他にご質問がなければ、次の案件の説明をお願いします。

< 事務局 > 答申案 登録文化財 3 「妙福寺の半鐘」についての説明  
修正事項の説明

(7) 鐘銘の 4 行目と 5 行目の修正、「願主之面々安後善」を「願主之面々現安後善」に修正をお願いします。

(9) 9 行目、「文政 7 年 (1824 年)」の括弧内の年の削除をお願いします。

< 会長 >

案件 3 について、ご質問のある方はご発言をお願いします。

< 委員 >

(7) 鐘銘の池の間第 3 区に「干時」とありますが、「于時」ではないでしょうか。

< 事務局 > 銘文の写る写真を提示

< 委員 >

下が撥ねていないので、半鐘には「干」と見えますが、「于」で良いと思います。

< 委員 >

何て読むのでしょうか

< 委員 >

「于時」で「ときに」と読みます。

< 会長 >

美術工芸品にもよく使われます。

< 事務局 >

修正します。

< 会長 >

答申書の記載項目の内容と順番について、提案があります。今までの私の調査に携わった文化財の報告書の項目と練馬区の答申書の項目を比較した表を持参しましたのでご覧下さい（各委員に提案資料配布）。

美術工芸品の中で、彫刻については、説明書の記載内容の基準化が進んでいます。客観的記述と、付帯と参考説明となる部分を分けて整理してはどうでしょうか。資料のように、項目の順番を提案します。

< 各委員 >

賛成です。

< 事務局 >

ご提案いただきました内容に基づき、答申説明書の項目の順番について再検討し、修正をお送りします。

< 会長 >

質問は以上でよろしいでしょうか。審議事項を終了します。

続きまして、報告事項について事務局からお願いします。

< 事務局 > 次回の開催連絡

< 会長 >

本日はこれにて閉会いたします。ご協力ありがとうございました。